

会員の拡大に手応えを



J P 労組北陸地方退職者の会 第3回定期総会模様
(2017年7月23日 金沢市内)

J P 労組北陸退職者の会会報

第14号

2017年10月1日
発行責任者 坂本哲治
編集責任者 串田信行

集まり楽しむ、会員をサポート活動

第3回地方総会で方針を確認

J P 労組北陸地方退職者の会（坂本会長）は、去る7月23日、金沢市で連協代表24名、地方幹事会役員10名、現役地本担当役員6名

の参加の下、第3回定期総会を開催しました。午前10時30分、串田信行地方事務局長の開会あいさつと仮議長の任務による富山連協の佐伯則邦代表を議長に選出することから始まった地方総会、坂本哲治

会員への世話役活動を具現化

一年間を振り返っての活動報告では、昨年の参議院選挙での「難波奨二」を再選出来たことの役割を担えたこと、会員の拡大の取り組みでは45名の新規会員の加入者を迎えられることで組織の減少に歯止めをかけたこと、「協力会員制度」のスタートで退職者の会の先に希望が見えてきたこと

など、活動を評価しました。2017年度の活動計画案の提案では、会員の相互の親睦と交流をはかる活動の推進や会員の拡大の取り組み、政治活動・平和活動・各種共済加入拡大の取り組み、会報の発行など、今日までの取り組みをいっそう推進しようとの提案内容でした。

今年度提案の中で特徴的な内容は、生涯にわたって会員をサポートするための「世話役活動を具体的にどのように取り組むか」について考究すると言った内容でした。総会では、全体の質疑討論を経て、経過報告・活動計画案の提案全てが承認されました。

地方会長による主催者代表あいさつ（2ページに掲載）、牧野恭英地方執行委員長、中央幹事会を代表して川島靖副会長による来賓あいさつ、昨年の参議院選挙で見事再選を果した難波奨二参議院議員からの祝文メッセージ披露と続きました。引き続き串田地方事務局長から一年間の活動を振り返っての2016年度活動報告と向こう一年間の活動計画案についての提案説明を行いました。

第3回地方総会会長あいさつ (主旨)

世話役活動の具現化を考究

J P 労組北陸地方退職者の会会長 坂本哲治

私たちが新しいJ P 労組退職者の会を設立して3年が経ち、地方組織、各連協組織、10支部の結成をし「会員の交流と親睦をはかる」ことを主目的として活動を展開してきた。

私は4年目の活動に向けて、直面する4点について問題提起をしたい。

一つは、J P 労組の組織

内組織としての「退職者の会」であり、郵政を退職した者の拠り所として組合員の方々の退職後の受け皿となり得る「退職者の会」であるべきと考える。現退一体となって、J P 労組退職者の会の理解・浸透に努めて行きたい。

各連協・支部の取り組みによって45名の新規加入があり、死亡、脱会による減少に歯止めをかけた。今後も現退一体での会員の加入に向けた取り組みと退職者の会独自の「会員拡大」の取り組みの継続展開を推進していく。

第二に、退職者の会の組織状況と今後の対応について触れたい。

第三に、昨年10月からス



第3回地方総会議長の佐伯則邦支部代表



提案説明をする串田信行事務局長

ターゲットさせ、現在、北陸における協力会員は203名。協力会員の方々が退職者の会の協力会員であることの認識を持ってもらうための現退一体での対応が急務である。退職者の会の活動の周知、活動への参加呼び掛けなどによって交流を深めることから始めたい。

次に、退職者の会会員が抱えている悩みについて考えて見たい。

ある意識調査によると、①健康で自立した生活が送れなくなる、②配偶者との離別、③家族が健康を崩す。その介護が出来なくなる、④収入が減少する(生活が苦しくなる)、⑤体調を崩したときに十分な医療・介護が受けられない、⑥家族・知人などと疎遠になり、孤立する――などの不安を抱いている。つまりは、高齢者の不安は「健康、お金、孤立」なのです。

私たちが退職者の会として、会員の親睦と交流に合わせて「生涯にわたり会員



主催者代表あいさつをする 坂本哲治会長

「会員からの質問」

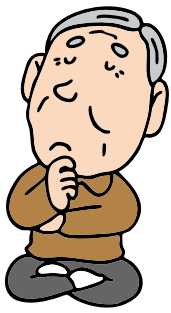
「法律相談」の利用について教えてください

先日、会員から「顧問弁護士による法律相談を耳にしたが、退職者の会員でも利用しても良いのか、また、相談したいときはどのようにしたら良いのでしょうか？」との問い合わせがありました。

その質問にお答えします。

1 顧問弁護士とは

J P 労組北陸地方本部は、組合員とその家族および退職者の会員とその家族の法律に関わる専門的な相談に対応するために、弁護士との顧問契約を交わ



し、相談に応じられるようにしています。

契約をしている顧問弁護士は、菅井俊明弁護士です。事務所は

金沢市尾張町一・二・二
電話番号は
〇七六・二六一・六五五四
です。

2 法律相談の方法

会員のみなさんおよびご家族で法律的に困り事が発生し、専門的に相談したいと思われた場合は、菅井弁護士事務所へ電話をし、「J P 労組退職者の会員であることと氏名」を告げて、相談時間の予約をすることもに事務所を訪ねて相談するか電話で相談するかの希望を告げる。
相談時間を確認してから弁護士と相談する。

3 相談時間等

顧問契約の相談時間はおおよそ30分程度とし、初回の相談料は無料としています。

4 相談の内容等

相談されたい内容について

では特に限定されていませんので、法律に関わる全般について相談して下さい。

なお、菅井俊明弁護士の取扱い分野は、借地・借家、借金・債務整理、交通事故、離婚・親権・男女問題、遺言・遺産相続、高齢者・障害者の財産管理、債権回収、介護、医療問題、不動産・建築、境界・騒音・その他近隣関係の紛争、労働条件、企業法務などです。
ご利用下さい。

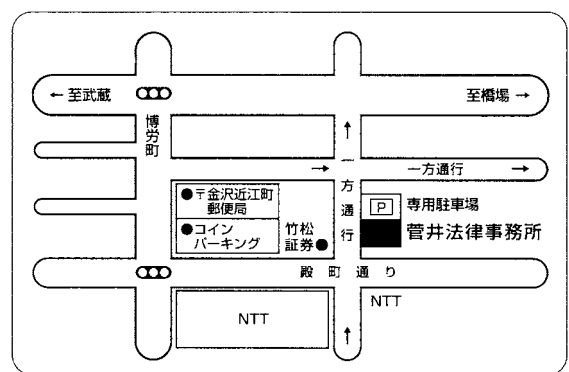
第1回地方幹事会で

「具体的活動」を協議

北陸地方幹事会は9月26日、地方幹事会役員および専従役員の出席の下第1回幹事会を開催し、2017年度の具体的な活動内容について協議し全体の意識統一をはかりました。
その内容は、①会員拡大の取り組みの推進、②各種共済商品の加入促進、③み

らい研会員の加入促進、④年間4回の会報の発行——などのほか、解散総選挙におけるJ P 労組が推薦する候補者の必勝の取り組み、次期参議院選挙での組織内立候補者の必勝に向けた後援会活動の徹底について確認をしました。

また、第3回定期総会で確認した「世話役活動の具現化」についても議論し、世話役活動は支部が主体的に対応するものの、相談窓口のあり方や専門的な相談体制の確立に向けては現退一体の中で早急に構築する方向で取り組むことを確認しました。





「共済」とは
助け合い・
支え合いの制度

— 一人は万人のために 万人は一人のために —

JP共済生協はJPグループで働く仲間の共済生協です

退職後も一定条件を満たせば新規・継続OK!

▶ 退職後、JP共済生協の共済を利用するには

退職時の満年齢が45歳以上で、下記【条件1】または【条件2】のいずれかに該当する方は退職後もJP共済生協の各種共済をご利用いただけます。

【条件1】JP共済生協の加入期間が通算して10年以上であること

【条件2】郵政関連企業での勤続年数が通算して15年以上であること

▶ お問い合わせは



〒151-8591

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

▶ 火災共済・自然災害共済、交通災害共済

0120-562-105 受付 9:00~17:45 (土・日・祝日除く)

▶ マイカー共済

0120-562-100 受付 9:00~17:45 (土・日・祝日除く)

▶ Web [ポストライフ](#)

交通災害共済

交通事故の
リスクに備える!

自動車に乗っている事故だけが交通事故ではありません!

自転車搭乗中のケガ

ホームでの転倒によるケガ

バス乗車中のケガ

「基本制度」+「保障制度」で死亡・障害・療養・入院だけでなく、通院・手術まで幅広く保障します。

風水害等
給付金付

火災共済

自然災害共済

考えよう住宅災害対策

火災共済

火災等の被害は「再取得価額」で保障します。

特約

2015年1月1日効力開始契約より、新しく借家人賠償特約が付帯できるようになりました。

++++

自然災害共済

自然災害共済をセットすることで、火災共済では対象とならない地震等の被害も保障。さらに風水害等の被害の保障が充実します。

マイカー共済

組合員のカーライフをバックアップ!

お手頃な掛金で
充実した補償!

最大22等級
64%割引

対人も対物も
「無制限」がオススメ!

サポート体制も充実

まずはお見積りを!